

# 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令 の一部を改正する政令案（概要）

令和4年3月

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

## 1. 改正の趣旨

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号。以下「改正法」という。）が令和3年6月9日に公布された。改正法は、一部の規定を除き公布の日から1年を超えない範囲内に施行することとされていることから、改正法の適切な施行を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号。以下「瀬戸法施行令」という。）及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「水濁法施行令」という。）について、必要な事項につき所要の改正を行うものである。

## 2. 改正事項

（1）化学的酸素要求量に係る指定水域及び指定地域の追加指定（水濁法施行令第4条の2関係）

- 改正法により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）の汚濁負荷量の総量削減に係る規定を適用させる瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸法」という。）第12条の3が削除されたことに伴い、水濁法第4条の2第1項に基づき水濁法施行令第4条の2で指定する項目のうち「化学的酸素要求量」に対応する指定水域として瀬戸内海を、指定地域として瀬戸内海地域を追加指定することとする。具体的には、現行の瀬戸法の法体系の下で指定されている範囲と同一の範囲を指定することとする。

（2）施行令別表の区域表示の令和3年6月1日現在の表示への更新（瀬戸法施行令別表第1及び水濁法施行令別表第2関係）

- 現行の瀬戸法施行令別表第1及び水濁法施行令別表第2で列挙している区域は、平成13年6月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものであり、現在の行政区画と表記が異なる部分がある。このため、現行と同一の範囲を指定しつつ、令和3年6月1日現在の行政区画その他の区域による表示に更新する改正を行う（更新後の表示の内容については関係都府県の確認済み）。

（3）その他

- 改正法に伴う条ずれに係る規定の整備及びその他所要の改正を行う。

## 3. 施行期日

令和4年4月1日（予定）